

## 広島市立大学大学院奨学金返還免除候補者学 内選考規程

平成22年4月1日

規程第100号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「政令」という。）第8条第2項の規定に基づき広島市立大学（以下「本学」という。）が推薦する大学院奨学金（以下「奨学金」という。）の返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(学内選考委員会)

第2条 本学に、政令第8条第2項に規定する学内選考委員会を置き、公立大学法人広島市立大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）をもって充てる。

(申請書等の提出)

第3条 奨学金の返還免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が定める申請書その他必要な書類を所属する研究科長に提出しなければならない。

(学長への推薦)

第4条 研究科長は、前条の書類の提出があったときは、申請者について博士前期課程及び博士後期課程の別に推薦順位を付した名簿を教育研究評議会に提出するものとする。

(候補者の選考)

第5条 教育研究評議会は、前条の名簿の提出があったときは、申請者の業績を別表に定める評価基準により総合的に評価し、機構が提示する推薦枠の範囲内において、同条の課程別に推薦順位を付するものとする。この場合において、教育研究評議会は、申請者の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮するとともに、研究科間の均衡を考慮して評価を行うものとする。

(機構への推薦)

第6条 学長は、前条の選考結果に基づき候補者を決定し、機構へ推薦する。

(庶務)

第7条 選考に関する庶務は、事務局学生支援室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項	業績の種類	機構が定める 評価基準	評価項目	
			大学院における 教育研究活動等	専攻に関連した 学外における 教育研究活動等
1	独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。)第36条第1号に定める学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文内容が特に優れていると認められること。	①学位論文(芸術作品を含む。)が、特に優れていると認められること。 ②学位論文以外の研究論文(芸術作品を含む。)が、特に優れていると認められること。	次のもの等により、研究論文(芸術作品を含む。)が、高く評価されていると認められること。 ①国際的又は全国的な学術誌等への論文掲載 ②国内外の学会、会議、作品展等での発表又は受賞 ③権威ある研究プロジェクト等への参加又は採用 ④競争的資金の獲得 ⑤その他権威ある大会、団体等における評価
2	省令第36条第2号に定める大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること		

3	省令第36条第4号に定める著書、データベースその他の著作物(1の項及び2の項に掲げるものを除く。)	1の項及び2の項に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	著書、データベースその他の著作物(1の項、2の項及び7の項業績の種類に欄に掲げる著書、データベースその他の著作物に該当するものを除く。)が、特に優れていると認められること。	著書、データベースその他の著作物(1の項、2の項及び7の項業績の種類に欄に掲げる著書、データベースその他の著作物に該当するものを除く。)が、高く評価されていると認められること。
4	省令第36条第5号に定める発明	特許、実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	特許、実用新案等が優れていると認められること。	特許、実用新案等が認められること。
5	省令第36条第6号に定める授業科目の成績	講義、演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	①優秀な成績を挙げ、修業年限の短縮を認められること。 ②成績が、特に優れていると認められること。	
6	省令第36条第7号に定める研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ、特に優れた業績を挙げたと認められること。	アシスタント等として、学内における教育研究活動に対する補助業務による功績が顕著であると認められること。	アシスタント等として、学外における教育研究活動に対する補助業務による功績が顕著であると認められること。

7	省令第36条第8号に定める音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	学内における作品展等において、顕著な成績を挙げ、又は高く評価されること。	学外における作品展等において、顕著な成績を挙げ、又は高く評価されていると認められること。
8	省令第36条第9号に定めるスポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。		
9	省令第36条第10号に定めるボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	教育研究の一環として行ったボランティア活動等の社会貢献活動・国際貢献活動が、高く評価されること。	教育研究に関連して行ったボランティア活動等の社会貢献活動・国際貢献活動が、社会的に高く評価されていると認められること。